

別表第一（第十四条関係）

| 減額の条件 | | 入学検定料 | 備考 |
|---|--|---------|----------------------------------|
| 学外機関による試験を利用し、かつ、本大学個別の学力検査を課さない場合 | | 一五、〇〇〇円 | |
| 学部ごとに入学の選考を行う場合において、同日に実施する同一の学部の二以上の選考（学科、選考方式又は教科型等）を同時に併せて志願したとき | | 一五、〇〇〇円 | 上記の入学検定料は、二つ以降の一選考が増すことの入学検定料である |
| 複数の学部が共通した入学試験問題により、同日に入学の選考を行う場合において、二以上の選考（学部、学科、選考方式又は教科型等）を同時に併せて志願したとき | | 一五、〇〇〇円 | 上記の入学検定料は、二つ以降の一選考が増すことの入学検定料である |

別表第二（第十九条関係）

| 種別 | 区分 | 該当事項 | 適用される学費の内容 | | | 学費の適用 |
|------|----|--|------------|-----|-------|-------------------------|
| | | | 入学金 | 授業料 | 施設設備費 | |
| 編入学生 | | 学則施行規則第三条第一項第一号による編入学生のうち、他大学を卒業した者及び同項第二号から第七号による編入学生 | 全額 | 全額 | 全額 | 同右 |
| | | 学則施行規則第三条第一項第一号による編入学生のうち、本大学を卒業した者 | 半額 | 全額 | 全額 | 許可された年次の学生に適用される納入額とする。 |
| 再入学者 | | 学則第三十一条第一項による除籍者（同条第三号による除籍者を除く。） | 全額 | 全額 | 全額 | 許可された年次の学生に適用される納入額とする。 |
| | | 転部科者 | 不要 | 全額 | 全額 | 許可された年次の学生に適用される納入額とする。 |
| 転部科者 | | 通信教育課程より | 差額 | 全額 | 全額 | 同右 |
| | | 通学課程への転科者 | 差額 | 全額 | 全額 | 入学金は、通教在籍時納入額との差額とする。 |

注 一 経済学部、商学部、理工学部、総合政策学部、国際経営学部及び国際情報学部は、学則別表第六に定める実
験実習料を要する。

二 特殊な場合の学費で、この表に該当しない事項については、別に定める。

別表第三（第二十条関係）

一 科目等履修費（教育職員の免許並びに学芸員、社会教育主事、司書及び司書教諭の資格の取得を目的としない者）
 （単位・円）

| 費目 | 摘要 |
|-----------|--|
| 登録料 | 一〇、〇〇〇 |
| 科目履修料 一単位 | 法・経済・商・文学部の授業科目を履修する場合 総合政策・国際経営・国際情報学部 理工学部の授業科目を履修する場合 一五、〇〇〇 一六、〇〇〇 一七、〇〇〇 |

注 一 学則第五十四条第一項ただし書により履修を願った者については、登録料を免除する。
 二 本大学大学院学生が学則第六十一条第一項に基づく科目等履修生になる場合は、登録料を免除する。

二 科目等履修費（教育職員の免許並びに学芸員、社会教育主事、司書及び司書教諭の資格の取得を目的とする者）
 （単位・円）

| 種別 | 費目 | | 登録料 | 科目履修料 一単位 | 教職履修料 | 学芸員履修料 | 社会教育主事履修料 | 司書・司書教諭履修料 |
|---------------------------------------|------------------------|----------|-----|-----------|--------|--------|-----------|------------|
| | 教育職員の免許の取得を目的とする科目等履修生 | 本大学大学院学生 | | | | | | |
| 教育職員の免許の取得を目的とする科目等履修生 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | — | 五、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 | — | — | — |
| 本大学大学院学生 | — | — | — | 五、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 | — | — | — |
| 学芸員、社会教育主事、司書及び司書教諭の資格の取得を目的とする科目等履修生 | — | — | — | 五、〇〇〇 | — | 八、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、〇〇〇 |
| 本大学大学院文学研究科学生 | — | — | — | 五、〇〇〇 | — | — | — | — |
| 本大学文学部卒業生（同資格課程の単位を一部修得した者） | — | — | — | 一〇、〇〇〇 | — | — | — | — |

注 一 学則第五十四条第一項ただし書により履修を願った者については、登録料を免除する。
 二 本大学学部在学時に学則第五十五条第一項第六号及び第七号に定める履修料を納入している者については、当該履修料をそれぞれ免除する。

別表第三の二（第二十一条関係）
 （単位・円）

| 聴講料 一単位 | 法・経済・商・文学部 | 総合政策・国際経営・国際情報学部 | 理工学部 |
|---------|------------|------------------|-------|
| | 五、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 八、〇〇〇 |

